

令和3年

目黒区教育委員会

第29回定例会会議録

(令和3年8月24日開催)

第29回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和3年8月24日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾敦夫
	教育委員会委員	櫻井道雄
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関真徳
	学校ICT課長	今村茂範
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡英雄
	教育指導課長	竹花仁志
	教育支援課長	細野博司
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記		佐藤洋一
		森高健二郎

(議事日程)

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第18号 | 令和3年度目黒区一般会計補正予算(第3号)(意見聴取)                         |
| 日程第2 | 議案第19号 | 令和2年度目黒区一般会計歳入歳出決算の認定について(意見聴取)                     |
| 日程第3 | 議案第20号 | 令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和2年度分)について |
| 日程第4 | 報告事項   | 区立中学校の統合方針改定素案について                                  |
| 日程第5 | 報告事項   | 今後の学校施設更新の進め方について(案)                                |
| 日程第6 | 報告事項   | 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について                         |
| 日程第7 | 報告事項   | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間の再延長に伴う区の対応について                 |

資料配布

- ・令和3年度目黒区立中学校案内 めぐろの中学校

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和3年第29回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、笹尾委員です。  
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第18号 令和3年度目黒区一般会計補正予算(第3号)  
(意見聴取)について)

- 教育政策課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第18号は原案どおり可決します。  
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第19号 令和2年度目黒区一般会計歳入歳出決算の認定について(意見聴取))

- 教育政策課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第19号は原案どおり可決します。  
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第20号 令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和2年度分)について)

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。  
特にないようですので採決を行います。  
本件に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第20号は原案どおり可決します。  
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 区立中学校の統合方針改定素案について(報告事項))

○学校統合推進課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○教育長 今回の改定素案で、6ページに新しく地区別区域図を記載したところですが、目黒中央中学校と第八中学校について、それぞれ所在地と、通学区域の関係、5つの地区との関係を説明してください。

○学校統合推進課長 5ページから、望ましい学校規模と想定学校数を示していますが、その中で北部・東部・中央・南部・西部の各地区に少なくとも1校を配置することを基本としています。

目黒中央中学校に関しては、通学区域が中央と東部地区にまたがっていますが、所在地から中央地区の中学校になります。

第八中学校に関しては、こちらも通学区域が南部と西部地区にまたがっていますが、所在地から南部地区の中学校になります。

○委員 改定素案に区立中学校を各地区に少なくとも1校配置することが基本と考えていますと書かれていますが、この地区に1校配置するとする考え方の根拠を説明していただけますか。

○学校統合推進課長 地区と学校配置の考え方ですが、まず、平成13年に区立中学校適正規模等検討委員会で、適正規模等に関する考え方をとりまとめ、それを受けて、統合方針を策定しています。

目黒区では、地区ごとに様々な事業又は地域の活動などを行ってきた経緯があります。この13年度の答申では、各地区に中学校を少なくとも1校は配置することが必要であると、地域性

を考慮した学校配置を示しています。地区から中学校がなくなるというのは、地域的な面から課題があると考えています。

○委員 統合方針に関連しての経緯は理解しましたが、この5つの地区割についてはまだ分からないことがあります。この地区割は、法的根拠があり定めているのか、それとも慣例により定めているのか教えていただけますか。

○教育次長 本区においては、もともと生活圏域整備計画という全区的な施設整備の計画がありまして、その中で、保健所などの全区施設を区に1つ、それから、北部から西部までの5地区ごとに、その生活圏域の中で必要な施設を設置することとなっています。これまでそのような考え方に則って施設を整備してきた経緯があります。

○委員 説明によりある程度理解しましたが、各区域に1校必要だとする基本的な考え方に基づき、より整理された説明が欲しかったです。

例えば第一中学校については、結論のところでは、当面は統合の対象とはしない旨が記載されているので、地区には1校必要だとする基本的な考え方の下に、1校を存続させなければならぬとしたほうが、区域の方々が受け入れやすいという印象を受けました。

それから住区についてですが、区民にとって密接にかかわることですので、統合計画で触れるべきではないかと思うのですが、その点について事務局の見解を教えてください。

○学校統合推進課長 まず、第一中学校に関してですが、地区に最低1校という考え方になりますが、北部地区には第一中学校と東山中学校の2校があります。そのため、第一中学校が仮に統合によって閉校したとしても、東山中学校が存続するのであれば、地区には1校配置されていることとなります。

第一中学校をこれまで統合の対象としてこなかった理由としては、地理的な面で、隣接の学校と統合する場合も、通学区域の広がりが大きくなる、また、隣接する東山中学校と目黒中央中学校と統合した場合に、望ましい学校規模の上限である18学級を超える懸念がある、そのため、当面のところは統合の対象としないとしています。

今後、生徒数の状況などを注視し、検討をしていく必要はあるものと考えています。

もう一点の住区との関わりについては、住区と小学校の通学区域が基本的に一致しています。中学校に関しては、複数の小学校区域、住区を包含するような形で、設定されています。そのため、中学校の統合が、住区の区域に影響を与えることはありませんので、改めてここでは表記はしていません。しかしながら、地域の学校になりますので、令和4年度に新しい学校づくりのための協議組織を設置しますが、これまでの統合の取組では住区の代表者の方にも参加していただいていますので、今回の統合の取組においても住区のご意見を丁寧にお聴きしていきたいと考えています。

- 教育長            その他ご質問等ありますか。  
                      特にないようですのでこの報告を受けました。  
                      次に日程第5を議題とします。

(日程第5            今後の学校施設更新の進め方について (案) (報告事項) )

○学校施設計画課長   (資料により説明)

○教育長            この件についてご質問等ありますか。

○委員             中学校の統合にあたっては、統合後の跡地をどのように利用するかについては、周辺住民にとって関心の高い事項であると考えます。また、学校の建替えにあたっては、工事だけでなく期間中の仮設校舎についても、周辺住民の生活に大きな影響のあることとも感じています。

学校施設更新の具体的な内容が示されると、周辺住民はその影響が具体的になってきます。今後、説明会等を実施していく際には、そういった区民の不安な側面も理解した上で丁寧に説明してほしいと考えています。

また、説明会の際には、補足説明や質疑の中では、資料に記載されていない事柄も出てくるかと思えます。区民にとってはちょっとしたことが不安につながることもあるので、丁寧かつ慎重な対応をしていただきたいと思います。

○学校施設計画課長   過去の建て替えの経験から、学校を建て替える際には、学校周辺の方々には様々な影響があり、ご心配等をおかけすることと十分承知しています。

周辺近隣の方々に対しては、設計時や工事前など、各段階で十分に丁寧な説明をして、ご意見を伺いながら事業を進めていき

たいと考えています。

また、学校を建替える際には、周辺住民をはじめ区民が不安を抱く面もあるかと思しますので、そういった不安の解消に向けて、できる限り説明の機会を設けていきたいと考えています。

○教育長

その他ご質問等ありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に、日程第6及び日程第7の2件につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止対応に関する報告で、関連していますので、一括して議題とします。なお、質疑も一括して行うこととします。

(日程第6 区立学校における新型コロナウイルス感染者の発生について  
(報告事項) )

(日程第7 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間の再延長に伴う  
区の対応について (報告事項) )

○教育政策課長・教育指導課長・教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 これら2件についてご質問等がありますか。

○委員 日程第6の資料の1ページには、陽性が判明したのが7月28日と記載されていますが、報告が遅くなった理由は何かありますか。

○教育政策課長 本件は7月28日に陽性判明を確認しましたが、直近の本委員会への報告を失念し、本日の報告となりました。お詫び申し上げます。

○委員 教員のワクチン接種率を教えてください。

○教育指導課長 教員のワクチンの接種率については、事務局では把握していません。

なお、教員に対しては、東京都の職域接種という形でワクチン接種が進められていますので、ワクチン接種ができることを案内して、接種することを勧めているところです。

○委員 私は区や東京都のホームページを開き、感染者数の情報を毎日確認しています。

東京都のホームページを見ますと、年齢ごとの感染者数が掲載されています。その数字を見ますと、ワクチン接種があまり進んでいない若い世代の方々に感染が拡大している状況が確認できます。

その情報は、我々には必須のものだと考えており、区の情報発信の仕方については、もう少し改善を加えた方がよい点があるという印象を受けています。

例えば、昨日の区のホームページで公表されたものの中に、区の保育所の感染者の情報が掲載されていました。その中には、職員だけでなく、園児の感染者数も掲載されていました。

東京都のホームページには、年齢ごとの感染者数が出ていますので、どの案件とリンクしているか分かりますが、区のものには年齢ごとのデータはなかったと思いますので、区民へのより分かりやすい情報提供のため、年齢別の感染者数データなども公表していただきたいと思います。

職員1名が感染した旨の記載があっても、その職員の性別も分かりません。都内では、感染者数は男性のほうが多いという情報が東京都のホームページに出ていますが、その中で区の感染状況がどういう状況なのか、多くの区民は統計として知りたいと思いますので、データの公表の仕方については、区内部でご検討いただきたいと思います。

○教育政策課長 区で発生した感染状況の公表については、区の公表基準に基づき公表しています。公表の詳細については、個人情報の取扱いに留意した上で、区全体で検討する必要がありますので、区の担当所管には教育委員会の意見として伝えたいと思います。

○教育長 その他ご質問等ありますか。  
特にないようですのでこれら2件の報告を受けました。

〔 資料配布  
・令和3年度目黒区立中学校案内 めぐろの中学校 〕

○教育長 その他なにかありますか。

○教育指導課長 夏季休業期間明けの教育活動についてご説明します。

目黒区立小・中学校は、8月25日水曜日の夏期休業期間明けから指導を予定どおり開始します。

また、区立幼稚園、こども園は、26日木曜日から2学期の指導を開始します。

指導の開始に当たり、毎日の健康観察や手指の消毒等、感染予防対策をより徹底していきたいと考えています。

なお、保護者の皆様には、8月20日金曜日に、教育指導課及び学校運営課から、見守りメールにて改めてお子さんの体調にご留意いただき、症状が見られる場合は学校・園に連絡の上、登校・登園をお控えいただくとともに、医療機関の受診をすること、また、家庭内感染が増加していることを踏まえ、同居の家族が発熱や風邪症状等の症状がある場合、または濃厚接触者となった場合等も、登校・登園を控えていただくことをお願いしたところです。

また、ご家族も含めて、発熱や風邪症状等が見られる場合、登校・登園を不安に思われるなどの事由により登校・登園を控えた際には、「出席停止」となって、「欠席扱い」にはならないこともお伝えしたところです。

また、そのほか、感染症に係る偏見や差別につながる行為のないように、ご家庭においても指導いただくようお願いしています。

小・中学校に対しては、感染予防対策をより徹底することのほかに、学習用情報端末のより一層の活用と、学校に来ることのできない児童・生徒の学びの保障を図るため、オンラインを活用した授業の準備を進めることについて通知を発出するところです。通知には、発達の段階に応じて感染症対策、ワクチン接種、感染症に係る人権についての正しい知識を得ることができるよう、1単位時間の指導を行うための指導例も添付しており、全ての学級で適切に児童・生徒に対して指導を行うこととしています。

なお、区立学校の保護者の方々からは、休校やオンライン授業を要望する意見もいただいておりますが、8月20日の文部科学大臣の会見にもあったとおり、学校は学習機会と学力の保障だけでなく、子どもたちの居場所やセーフティーネットとして健康を保障する福祉的な役割を担い、その重要性は感染症が拡大している中でも変わらないものと捉え、オンラインを活用した授業配信の準備を進めつつも、感染症対策をより徹底した上で、対面指導を行うことを第一に取り組んでいきたいと考えています。

○教育長

その他なにかありますか。

以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時35分閉会)